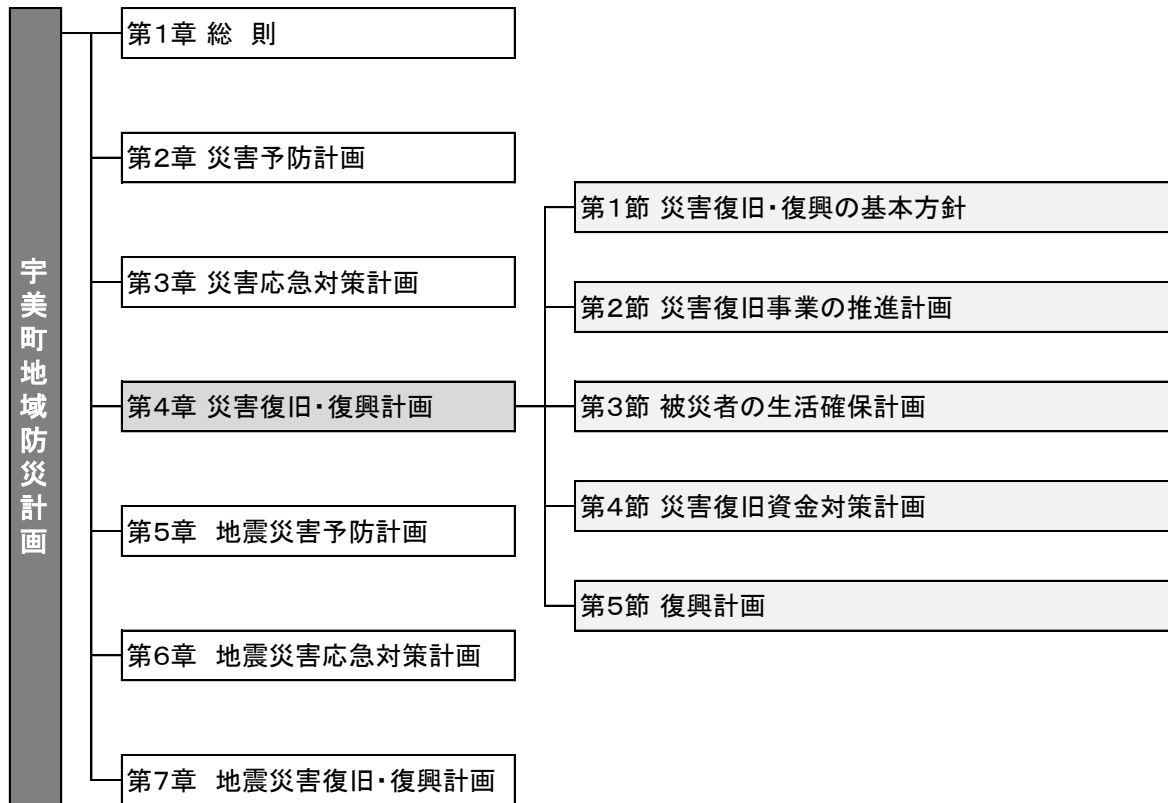


第4章 災害復旧・復興計画

<本章の構成>



＜各節の実施主体一覧＞

節	項	実施主体	
		町	関係機関
第1節 災害復旧・復興の基本方針	-	総務課、建設課、都市計画課、政策経営課	-
第2節 災害復旧事業の推進計画	第1項 災害復旧事業計画	各課	-
	第2項 災害復旧事業に伴う財政援助	各課	-
	第3項 激甚災害に係る財政援助措置	各課	-
第3節 被災者の生活確保計画	第1項 被災者の生活確保	総務課、財産活用課	-
	第2項 租税の徴収猶予及び減免等	税務課	-
	第3項 災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発	農林振興課、まちづくり課	-
第4節 災害復旧資金対策計画	第1項 金融措置	福祉課	-
	第2項 罹災証明書の発行	総務課	-
第5節 復興計画	第1項 復興のための体制整備	総務課、都市整備課、政策経営課	-
	第2項 復興計画の策定	総務課、都市計画課、政策経営課	-
	第3項 復興事業の推進	総務課、都市計画課、政策経営課	関係機関
	第4項 大規模災害からの復興に関する法律に基づく措置	総務課、都市計画課、政策経営課	関係機関

第1節 災害復旧・復興の基本方針

1. 基本方針

現在の科学技術では、災害が発生する前にその規模、発生時期及び場所を予測したり、災害を防止することは困難であり、したがって、一たび大規模な災害が発生した場合には、多大な人命及び財産を失うことも十分想像されるところである。

こうした場合に最も急務とされるのは、甚大な災害により住み慣れた住居や財産を失った被災者の生活の再建である。このため、被災地の復旧・復興にあたっては、被災者の生活再建を基本とし、町は、以下の事項に留意しながら、県及び関係機関と連携して迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

- ア. 被災者が安心して日常生活を送れるよう、生活の早期安定のためのきめ細かな支援を行う。
- イ. 被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、または更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。
- ウ. イに基づき、必要な場合は復興計画を作成する。
- エ. 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ、協同して計画的に行う。

2. 復旧・復興の基本的方向性

町は、県と連携して、早急に復旧・復興の基本的方向性を定める。復旧・復興の基本的方向性は以下に示すとおりであり、住民の意向等を勘案して検討する。

<復旧・復興の基本的方向性>

被害の程度	復旧・復興の基本的方向性
被害が比較的少なく、局地的な場合	原形復旧を原則とし、被災地域においては、中・長期的な視点で災害に強いまちづくりを計画的に推進する。
被害が甚大で、広範囲な場合	原形復旧を目指すことが困難と予想され、災害に強い地域づくり等、中・長期的課題の解決を図る復興を目指す。

第2節 災害復旧事業の推進計画

第1項 災害復旧事業計画

災害発生後は、被災した施設の早期復旧を図り、復旧事業においては、原形復旧にあわせて、再度の災害発生を防止するための必要な施設の施工または改良を行う。

町は、公共施設等災害復旧事業として以下の事業を実施するとともに、関係機関の行うこれらの事業に積極的に協力する。

災害復旧事業の実施にあたっては、復旧事業を迅速に行うため事業計画を速やかに作成するとともに、実施に必要な職員の配備、応援、派遣等、活動体制について必要な措置をとる。

<災害復旧事業>

名称	事業の概要及び方針
公共土木施設災害復旧事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 河川、砂防施設、治山施設、道路、橋梁について災害発生の原因を追求し、関係機関との総合的連携の下に迅速かつ的確な復旧事業を施工し、さらに復旧事業にあわせて施設の新設改良等を検討する。 ○ 特に、地震に伴う地盤の緩みにより、土砂災害の危険性が高まっている箇所については、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。
農林水産施設災害復旧事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農地、農業用施設、林業用施設、その他共同利用施設の復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づき、関係機関との総合的連携のもと迅速に復旧事業が施行されるよう努める。 ○ また、災害復旧事業のみでは将来、復旧施設が再度災害を被るおそれがある場合には、復旧施設又はこれに関連する施設を改良するために災害復旧事業と併せ行う災害関連事業により、再度災害発生の防止に努める。 ○ 事業主体は原則として町、土地改良区、農業協同組合、森林組合等であり、必要に応じ復旧事業の推進について技術的指導を受ける。 ○ 被害の規模が大きく、しかも復旧に高度の技術を要する場合は、実状に応じ県営事業として施工する。
都市施設災害復旧事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市計画区域における街路、公園、下水道等の災害、市街地における土砂堆積等について早期復旧を図る。 ○ 復旧にあたっては、都市環境の整備、都市の防災構造化の推進を指導する。

名称	事業の概要及び方針
公営住宅災害復旧事業計画	○ 住民の生活の安定を図るため、公営住宅法の規定に基づき、迅速かつ的確な公営住宅や共同施設の建設又は補修を進める。
公共文教施設災害復旧事業計画	○ 児童、生徒に対する正常な教育を実施するため、迅速かつ的確な復旧を促進する。 ○ 再度の災害防止のため、原因を検討し、不燃堅牢構造化、防災施設の設置を策定する。
社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画	○ 施設の性格上緊急に復旧する必要があるため、国、県による補助やその他関係機関の融資を促進する。 ○ 再度災害を防止するため、設置場所、構造その他防災施設等について十分検討する。
医療施設災害復旧事業計画	○ 住民の健康を増進し、公衆衛生の向上を図るため迅速かつ的確な復旧計画により早期復旧を推進する。
公営企業災害復旧事業計画	○ 住民及び社会経済に与える影響を勘案して早期復旧を推進する。
公用財産災害復旧事業計画	○ 公共的、社会的な影響を勘案して早期復旧を促進する。
ライフライン、交通輸送機関災害復旧事業計画	○ 特に住民の日常生活と密接な関係があるので、早期復旧を促進し、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。
文化財災害復旧事業計画	○ 文化財が国民共有の貴重な財産であることにかんがみ、迅速かつ適切な復旧を促進する。

第2項 災害復旧事業に伴う財政援助

法律又は予算の範囲内において、国及び県が全部又は一部を負担、補助して行われる災害復旧事業は、次のとおりである。

<財政援助の対象となる事業>

事業の区分	対象施設	根拠法律等
公共土木施設災害復旧事業	河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
農林水産業施設等災害復旧事業	農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設、共同利用施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
文教施設等災害復旧事業	公立学校施設、国立学校、文化財	公立学校施設災害復旧費国庫負担法、文化財保護法
厚生施設等災害復旧事業	社会福祉施設（生活保護施設、児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設等）、環境衛生施設、医療施設、水道施設、感染症指定医療機関	生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法等
その他の施設に係る災害復旧事業	都市関連施設（街路、都市排水施設等）、既設公営住宅、空港、鉄道	公営住宅法 空港法（旧空港整備法） 鉄道軌道整備法

資料：内閣府「防災白書（平成25年度版）」

第3項 激甚災害に係る財政援助措置

1. 激甚災害の指定

基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）に基づき、早期に激甚災害の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚災害の指定がなされると、災害復旧事業について特別の財政援助を受けることができる。

(1) 指定の種類

激甚災害の指定には、次の2種類があり、それぞれに指定基準が設けられている。

種類	対象	適用基準
本激甚指定	広域的(全国レベル)な災害	激甚災害指定基準(昭和37年12月7日中央防災会議決定)による
局地激甚指定	市町村レベルの局地的な被害	局地激甚災害指定基準(昭和43年11月22日中央防災会議決定)による

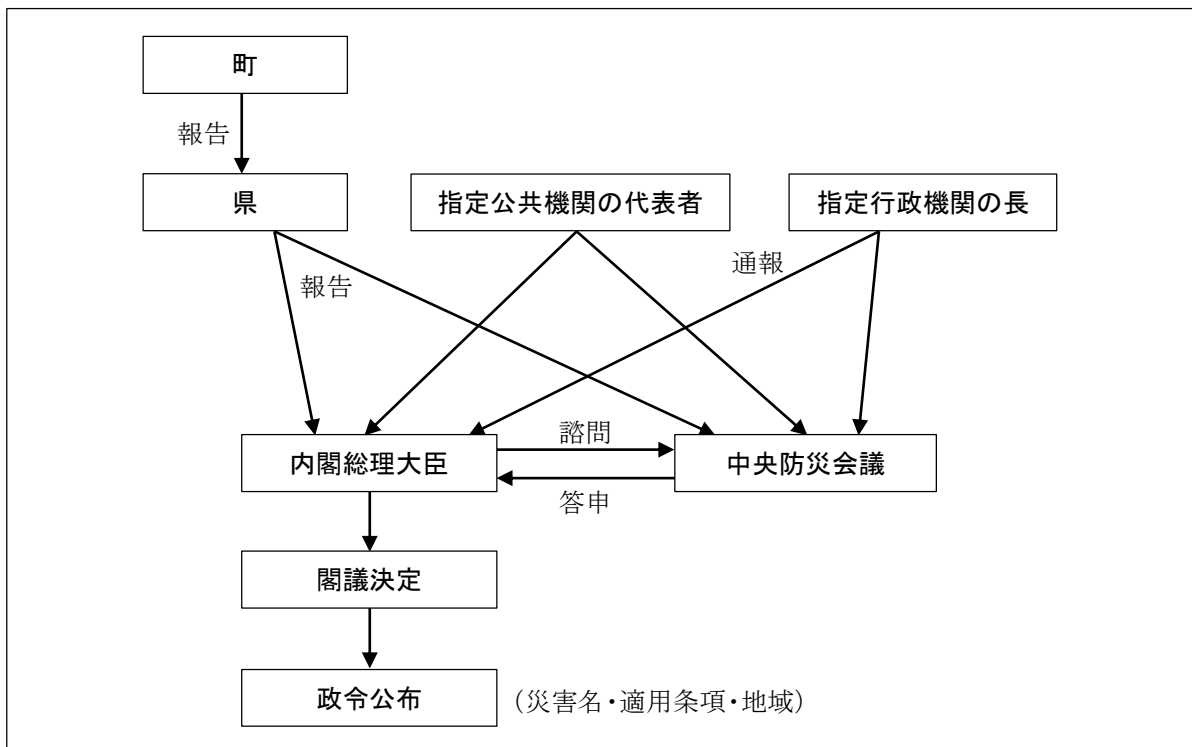
(2) 指定の方法

激甚災害の指定がなされる場合には、政令により、対象となる災害及び適用される条項が指定される。また、局地激甚の場合には、上記に加えて対象となる地域が指定される。

(3) 激甚災害の指定手順

激甚災害の指定手順は以下のとおりである。

<激甚災害の指定手順>



(4) 町が行う事項

町は、激甚災害の指定を受けるため、以下の事項を行う。

- ア. 県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する
- イ. 災害の状況を速やかに調査し、県に報告する

2. 激甚災害指定に伴う特別の財政援助

激甚災害指定がなされると、激甚法の規定のうち、政令で指定された条項について、国庫負担率または国庫補助率の嵩上げ等、特別の財政援助が受けられる。

激甚法に定める財政援助の種類は以下のとおりである。

＜激甚法による財政援助の種類＞

区分	援助の種類	根拠条文
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	公共土木施設災害復旧事業、同関連事業に対する援助	第3条、第4条
	公立学校施設災害復旧事業に対する援助	
	公営住宅災害復旧事業に対する援助	
	生活保護施設災害復旧事業に対する援助	
	児童福祉施設災害復旧事業に対する援助	
	養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム災害復旧事業に対する援助	
	身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業に対する援助	
	障がい者支援施設等施設災害復旧事業に対する援助	
	婦人保護施設災害復旧事業に対する援助	
	感染症指定医療機関災害復旧事業に対する援助	
	感染症予防事業に対する援助	
	堆積土砂排除事業(公共的施設区域内・公共的施設区域外)に対する援助	
湛水排除事業に対する援助		
農林水産業に関する特別の助成	農地等の災害復旧事業等に係わる補助の特別措置	第5条
	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例	第6条
	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	第7条
	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	第8条
	森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助	第9条
	土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助	第10条
	共同利用小型漁船の建造費の補助	第11条
中小企業に関する特別の助成	森林災害復旧事業に対する補助	第11条の2
	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	第12条
	小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例	第13条
	事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	第14条

区分	援助の種類	根拠条文
その他の財政援助 及び助成	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助	第16条
	私立学校施設災害復旧事業に対する補助	第17条
	市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	第19条
	母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例	第20条
	水防資材費の補助の特例	第21条
	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	第22条
	小災害債に係わる元利償還金の基準財政需要額への算入等	第24条
	雇用保険法による求職者給付に関する特例	第25条

第3節 被災者の生活確保計画

第1項 被災者の生活確保

1. 住宅の確保

応急仮設住宅から恒久、良質の住宅に切り替えることにより、被災者の住環境の改善を図る。

(1) 町営住宅の供給

町は、損壊町営住宅を速やかに修繕するとともに、被害状況に応じて町営住宅の供給計画を修正し、住宅供給を促進する。

(2) 住宅の修繕、建設の融資

大規模災害（救助法の適用を受ける災害）によって住宅に被害を受けた者は、以下の基準により、住宅金融支援機構から災害復興住宅の建設・購入資金、または補修資金の融資を受けることができる。

1) 対象者

住宅金融支援機構による災害復興住宅融資の対象となるのは以下の者である。

区分	対象
建設・購入	住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の罹災証明書を交付された者
補修	住宅に10万円以上の被害が生じ、罹災証明書を交付された者

2) 融資の限度額

融資の限度額は以下のとおりである。なお、利率は住宅金融支援機構の定める率となっている。

区分	資金の区分	限度額(万円)
建設	建設資金	1,460
	建設資金の特例加算額	450
	土地取得資金	970
	整地資金	390
購入	購入資金（新築住宅）	2,430
	購入資金（リ・ユース住宅、マンション）	2,130
	購入資金（リ・ユースプラス住宅、マンション）	2,430
	購入資金の特例加算額	450

区分	資金の区分	限度額(万円)
補修	補修資金	640
	整地資金	390
	引方移転資金	390

3)返済期間

返済期間は、以下のア.またはイ.のいずれか短い年数である。

ア. 住宅の構造、タイプによる最長返済期間

区分	構造	最長返済期間
建設・購入（新築）	耐火・準耐火・木造（耐久性）	35年
	木造（一般）	25年
購入（リ・ユースプラス住宅、マンション）	-	35年
購入（リ・ユース住宅、マンション）	-	25年
補修	-	20年

イ. 「80歳」 - 「申込本人の申込時の年齢（1歳未満切り上げ）」

2. 職業の斡旋

町は、被災者の職業斡旋措置について県に対して要請するとともに、公共職業安定所に対して被災者への職業の紹介斡旋等を依頼する。公共職業安定所は、被災者の技能、経験、健康、その他の状況及び希望する求職条件を勘案し、職業相談、求人開拓等に基づき職業を斡旋する。

3. 災害相談

町は、大規模災害の発生等により被災した住民からの問い合わせや相談等に対応するため、以下の事項を行う。

- ア. 町災対本部の各班により「災害相談窓口」を開設し、行方不明者の搜索、罹災証明、税の減免、仮設住宅への入居申請、住宅応急修理の相談、医療相談、生活相談等を受け付ける
- イ. 問い合わせや相談等の情報を基に、住民が必要としている行政サービスや解決すべき問題等の把握に努める
- ウ. 必要に応じ、広報車等により被災地を巡回して移動相談を行う
- エ. 国、県をはじめとする関係機関による支援情報を収集し、また、必要な情報を関係機関に提供する
- オ. 相談窓口では、町の対策のみではなく、総合的に情報提供を行ったり、必要に応じた的確な窓口への誘導を図る

- カ. 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地に係る地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するよう努める
- キ. 避難所等において、女性特有の問題に関する相談を受ける

第2項 租税の徴収猶予及び減免等

1. 町税の減免等の措置(税務課)

被災者に対する町税の減免・申告、申請等の書類の提出に関する期限の延長・徴収猶予は町条例等の規定に基づき実施する。

(1)町税の減免(災害被害者に対する町税の減免措置に関する基準)

被災した納税義務者に対し、以下の各税目について減免を行うことができる。

- ア. 災害により死亡した者の町民税
- イ. 災害により生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなった者の町民税
- ウ. 災害により障がい者となった者の町民税
- エ. 災害により住宅または家財に被害を受けた者の町民税
- オ. 災害により農作物の減収による被害を受けた者の町民税
- カ. 災害により損害を受けた土地及び家屋の固定資産税
- キ. 災害により損害を受けた償却資産の固定資産税

(2)町税の申告、申請、納付、納入等の期限の延長(町税条例)

町長は、災害により町税の申告、申請、納付、納入等を行うことができない者について、本人の申請に基づき、当該期限の延長を行う。この場合における延長の期間は、災害がおさまった日から、納税者については2か月以内、特別徴収義務者については30日以内とする。

(3)町税の徴収猶予

町長は、災害により財産に被害を受け、町税を一時に納付または納入することができない納税義務者について、本人の申請に基づき、1年以内の徴収猶予を行うことができる。

(地方税法第15条)

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行うことができる。

(4)国民健康保険税の減免の措置(国民健康保険税条例)

町長は、本人からの申請により、国民健康保険税の納税者のうち、災害により生活が著しく困難となり、当該年度内にその回復の見込がない者の国民健康保険税を減免することができる。

2. 国・県税の減免措置

(1) 国税

国の行う国税の減免等の措置は以下のとおりである。

- ア. 被災者に対する国税の申告、申請、請求届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長
- イ. 被災者に対する所得税の減免及び徴収猶予
- ウ. 被災者の給与所得に対する源泉所得税の徴収猶予

(2) 県税

県の行う県税の減免等の措置は以下のとおりである。

- ア. 被災者に対する県税の申告、申請、納付、納入等の期限の延長
- イ. 被災者に対する県税の徴収猶予（1年以内、やむを得ない場合は2年）
- ウ. 被災した滞納者に対する滞納処分の執行停止、換価の猶予及び延滞金の減免等
- エ. 被災者に対する県税の減免

第3項 災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発

町は、災害時の風評による人権侵害・産業不振等を防止するため、積極的に広報・啓発等の措置を講ずる。広報・啓発の方法には次のものが考えられる。

- ア. インターネットによる情報提供
- イ. 風評被害対策用リーフレットの作成
- ウ. 車内吊り広告
- エ. テレビ・ラジオ番組やテレビスポットの放映
- オ. 広報誌への掲載
- カ. 講演会の開催

第4節 災害復旧資金対策計画

第1項 金融措置

1. 金融措置の種類

町及び関係機関は、災害により被害を受けた住民に対し、生活の確保や、災害による痛みからの再起更生のための資金の支給、貸付等を行う。

被災者に対する資金援助・助成等の措置には以下のものがある。

<金融措置の種類>

区分	援助・助成措置	担当窓口
支給	災害弔慰金	福祉課
	災害障害見舞金	福祉課
	被災者生活再建支援金	福祉課
	生活保護法による援助	保健福祉事務所
貸付	災害援護資金	福祉課
	生活福祉資金	町社会福祉協議会
	母子寡婦福祉資金	保健福祉事務所
	金融機関等の融資	日本政策金融公庫等

2. 町が行う措置^{*1*2}

町は、金融措置に関する以下の事項を行う。

- ア. 「宇美町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年 3 月条例第 1 号）」「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）」に基づき、災害弔慰金、災害障害見舞金を支給する
- イ. 災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金を含めた各種の支援措置を早期に実施するため、発災後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する
- ウ. 被災者の自立に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する

*1 ● 資料 4.4.1 「宇美町災害弔慰金の支給等に関する条例」

*2 ● 資料 4.4.2 「宇美町災害弔慰金の支給等に関する条例 施行規則」

3. 災害弔慰金等の支給

町は、被災住民に対し、災害弔慰金、災害障害見舞金等の支給や災害援護資金の貸付等を行う。それぞれの概要を以下に示す。

(1) 災害弔慰金(福祉医療班)

定義	町民が災害により死亡した場合に、遺族に対して支給するもの ※町民：災害により被害を受けた当時、宇美町の区域内に住所を有した者をいう
準拠する条例等	宇美町災害弔慰金の支給等に関する条例
対象となる災害	ア. 1の市町村の区域内で住家が5世帯以上滅失した災害 イ. 県内において救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ウ. 県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村の数が3以上ある災害 エ. 救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害
支給額	死亡者が生計維持者であった場合：500万円 その他の場合：250万円
遺族の範囲	災害弔慰金の支給等に関する法律第3条第2項に規定する者
支給の順位	①死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く） ②その他の遺族（兄弟姉妹を除く） ③兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る） ※①及び②において同順位の遺族がいる場合には、以下の順序とする 1. 配偶者 2. 子 3. 父母 4. 孫 5. 祖父母
死亡の推定	災害の際、現にその場に居あわせた者につき、当該災害が止んだ後、3か月間その生死がわからない場合においては、災害弔慰金に関する規定の適用に関しては、その者は当該災害により死亡したものと推定する

(2)災害障害見舞金(福祉医療班)

定義	町民が災害により負傷し、または疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定した時を含む）に下記に掲げる程度の障がいがあるときに、当該住民（以下「障がい者」という）に対して支給するもの
準拠する条例等	宇美町災害弔慰金の支給等に関する条例
対象となる災害	災害弔慰金の場合に準ずる
支給額	当該障がい者が生計維持者であった場合：250万円 その他の場合：125万円
障がいの程度	ア. 両眼が失明したもの イ. 咀嚼及び言語の機能を廃したもの ウ. 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの エ. 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの オ. 両上肢をひじ関節以上で失ったもの カ. 両上肢の用を全廃したもの キ. 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ク. 両下肢の用を全廃したもの ケ. 精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上と認められるもの

(3)災害援護資金

定義	災害により以下の被害を受けた世帯の世帯主（町民に限る）であって、所得について政令で定める要件に該当する者に対し、その生活の立て直しに資するために貸し付けるもの ア．療養に要する期間がおおむね一月以上である世帯主の負傷 イ．政令で定める相当程度の住居又は家財の損害
準拠する条例等	宇美町災害弔慰金の支給等に関する条例
対象となる災害	県内において救助法が適用された災害その他の政令で定める災害
限度額	下表のとおり
償還期間	10年 ※据置期間はこのうち3年（災害弔慰金等の支給等に関する法律施行令第7条第2項の括弧書の場合は5年）
利率	据置期間中：無利子 据置期間経過後：年3%（延滞の場合を除く）
償還方法等	年賦償還又は半年賦償還により、償還方法は元利均等償還とする。 なお、貸付金の貸付を受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

■災害援護資金の限度額

条件①	条件②	限度額
療養に要する期間 がおおむね1月以上 である世帯主の 負傷がある場合	家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という)及び住居の損害がない場合	150万円
	家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	250万円
	住居が半壊した場合	270万円（350万円）
	住居が全壊した場合	350万円
世帯主の負傷がない場合	家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合	150万円
	住居が半壊した場合	170万円（250万円）
	住居が全壊した場合	250万円（350万円）
	住居の全体が滅失又は流失した場合	350万円

※（ ）内の金額は、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合の限度額

(4)災害見舞金等^{*3}

定義	災害による被災者に対して交付する災害見舞金、災害弔慰金及び災害救援物資（宇美町災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金は含まない）	
準拠する条例等	宇美町災害見舞金等交付要綱	
対象となる災害	基本法第2条第1項に規定する災害及び住宅の火災	
支給対象者及び金額	ア. 全壊、全焼又は流失世帯	1世帯 10万円
	イ. 半壊又は半焼世帯	1世帯 5万円
	ウ. 床上浸水世帯	1世帯 2万円
	エ. 死者又は行方不明者の遺族	1人 10万円
	オ. 重傷者（要治療見込日数が1か月以上3か月未満）	3万円
	カ. 〃（要治療見込日数が3か月以上6か月未満）	4万円
	キ. 〃（要治療見込日数が6か月以上）	5万円
支給方法	以下の者に交付する。 ア～ウ：世帯主 エ：遺族 オ～キ：重傷者本人	
遺族の範囲及び支給の順序	①配偶者（届出をしないが、死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む） ②死亡当時同一生計を営んでいた者 1. 子 2. 父母 3. 孫 4. 祖父母 5. 兄弟姉妹 ③②に掲げる者の他、死亡当時同一生計を営んでいた親族 ④上記のいずれにも該当する者がいないときは、その葬祭を行う者を遺族とみなす	

*3 資料 4.4.3 「宇美町災害見舞金等交付要綱」

4. 民間施設等の災害復旧資金の助成

災害により被害を受けた一般住民、中小企業者、農林漁業者及びその組織する団体に対する災害復興のための資金の融資は、次のとおりである。

＜民間施設等の復旧のための融資の種類＞

区分	融資の種類
農林漁業復興資金	ア. 天災融資法に基づく災害資金の貸付 イ. 日本政策金融公庫による復旧資金の貸付 ウ. 農林中央金庫による復旧資金の貸付 エ. 信用漁業協同組合連合会による復旧資金の貸付
中小企業復興資金	ア. 福岡県中小企業融資制度に基づく融資 イ. 商工組合中央金庫による災害復旧資金貸付 ウ. 日本政策金融公庫による災害復旧資金貸付、償還期間の延長等
住宅復興資金	ア. 住宅金融支援機構の災害復興住宅の建設資金及び補修資金の貸付
宅地防災工事資金	ア. 住宅金融支援機構の宅地防災工事資金の貸付

5. 生活資金対策

(1) 日本郵政グループによる非常貸付、非常払渡し等の措置(窓口:郵便局)

日本郵政グループは、以下の措置を講ずる。

- ア. 簡易保険、郵便年金契約者に対する非常貸付等
- イ. 郵便貯金等の預金者に対する非常払渡し
- ウ. 被災者救済用寄付金送付のための郵便振替料金免除
- エ. 郵便はがき等の無償交付
- オ. 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- カ. 被災地あて救助用郵便物等の料金免除

(2) 生活福祉資金の貸付け(窓口:社会福祉協議会)

県社会福祉協議会は、災害救助法が適用されない程度の災害、または「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象とならない程度の被害を受けた低所得者世帯等に対し、生活を立て直すため臨時に必要な経費等の貸付けを行う。

なお、災害を受けたことにより、総合支援資金または福祉資金を貸し付ける場合は、当該災害の状況に応じ、据置期間を延長する。

(3)母子寡婦福祉資金に関する措置(窓口:県保健福祉事務所)

県保健福祉事務所は、災害により被害を受けた母子家庭及び寡婦に対し、以下の事項を行う。

- ア. 住宅資金の貸付け
- イ. 住宅資金、事業開始資金、事業継続資金の据置期間の延長
- ウ. 償還金の支払い猶予

(4)生活保護(窓口:県保健福祉事務所)

国は、災害により生活が困窮し最低生活の維持ができないものに対し、生活保護法に基づき必要な援助を行い、最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する。

<生活保護法による扶助の種類>

ア. 生活扶助	オ. 出産扶助
イ. 住宅扶助	カ. 生業扶助
ウ. 教育扶助	キ. 葬祭扶助
エ. 医療扶助	ク. 介護扶助

(5)被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)に基づく措置(窓口:福祉医療班)

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由等により自立して生活を再建する事が困難な者に対し、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定め、その自立した生活の開始を支援する。

1)対象となる自然災害

暴風、豪雨、洪水、地震、その他の異常な自然現象により生ずる被害であって、以下のいずれかに該当する災害を対象とする。

- ア. 災害救助法施行令第1条第1項第1号または第2号に該当する被害(同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。)が発生した市町村における自然災害
- イ. 10世帯以上の住宅が全壊した市町村における自然災害
- ウ. 県内で100世帯以上の住宅が全壊した自然災害
- エ. 県内でアまたはイに規定する被害が発生しており、5世帯以上の住宅が全壊した市町村(人口10万人未満に限る。)における自然災害
- オ. アまたはイに規定する市町村若しくは100世帯以上の住宅全壊被害が発生した県に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊した市町村(人口10万人未満に限る。)における自然災害
- カ. アまたはイに規定する市町村を含む都道府県若しくは100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県が2以上ある場合で、5世帯以上の住宅が全壊した市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害または2世帯以上の住宅が全壊した市町村(人口5万人未満に限る)における自然災害

2) 支給対象世帯

支給対象となる世帯は以下のとおりである。

- ア. 住宅が全壊した世帯
- イ. 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- ウ. 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- エ. 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯
(大規模半壊世帯)

3) 支給金額

支給金額は、以下の2つの支援金の合計額となる。(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

ア. 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	支給額
全壊（支給対象世帯のア）	100万円
半壊（支給対象世帯のイ）	100万円
長期避難（支給対象世帯のウ）	100万円
大規模半壊（支給対象世帯のエ）	50万円

イ. 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	支給額
建設・購入	200万円
補修	100万円
賃貸（公営住宅以外）	50万円

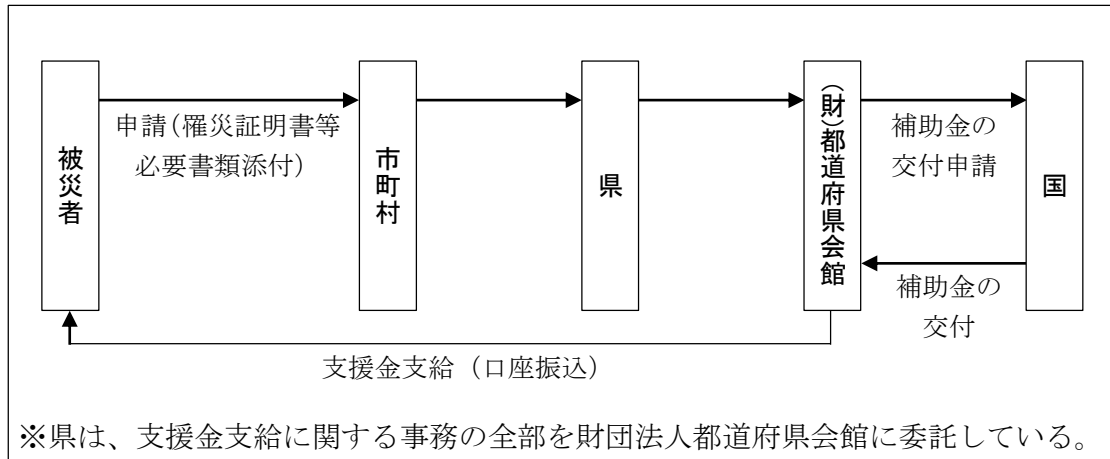
※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（または補修）する場合は、合計で200（または100）万円となる

4) 支給手続

支給申請は町に対して行われる。町は、申請の提出を受けた場合には、申請書等の確認を行いとりまとめの上、県に提出する。県は、当該書類を委託先である財団法人都道府県会館に提出する。

支給手続きの流れは以下のとおりである。

＜被災者生活再建支援金の支給手続きの流れ＞



5) 町の措置(支給事務の委託)

県は、被災者生活再建支援金の支給に関する事務の一部を市町村に委託することができるため、町はその事務の円滑な措置を行う。

6. 福岡県市町村災害共済基金 《組合理約概要(昭和48年4月10日設立)》

(1) 目的

福岡県内の市町村が災害に伴う費用に充てるため互助共済方式によって行う積立金に関する事務を共同処理し、市町村の財政運用の健全化に資することを目的とする。

(2) 組織

福岡県内の全市町村をもって組織する。

(3) 基金の造成

- ア. 基金は各市町村の納付金とその運用によって造成する。
- イ. 各市町村の納付金の額(年額)は、福岡県市町村災害共済基金組合理約(以下「組合理約」という。)の定めるところによる。
- ウ. 市町村は、納付金の累積額が基準財政需要額の100分5(その金額が1億円をこえるときは、1億円とする。)に達したときは、それ以降納付しないことができる。

(4) 基金の取りくずし

- ア. 市町村は次の要件に該当するときは、組合理約の定めるところにより、基金の取り

くずしを行うことができる。

- ・災害による減収補填を要するとき
- ・災害応急事業費の支出を要するとき
- ・災害復旧事業費の支出を要するとき
- ・その他災害に関する費用の支出を要するとき

イ. 取りくずしの限度は、組合規約の定めるところによる。

(5)基金の運用

基金は、災害による取りくずし金として交付する他、次にあげる運用を行う。

- ア. 財政資金の融資斡旋
- イ. 災害応急事業資金の貸付
- ウ. 長期資金の貸付

第2項 罹災証明書の発行

罹災証明は、救助法による各種施策や、町税の減免等を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、町長が確認できる程度の被害について証明するもので、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として町長が実施する。

町は、被災者に対する各種の支援措置を早期に実施するため、発災後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書を交付する。

1. 罹災証明の内容

罹災証明は、災害により被害を受けた町内に所在する家屋について、以下の区分によりその被害の程度を証明するものである。

- ア. 全壊
- イ. 大規模半壊
- ウ. 半壊
- エ. 半壊にいたらない

2. 罹災証明を行う者

罹災証明は、原則として町長が行う。

ただし、火災、その他消防に関係のある災害についての罹災証明は、消防本部が定める規程に基づき、消防長が行う。

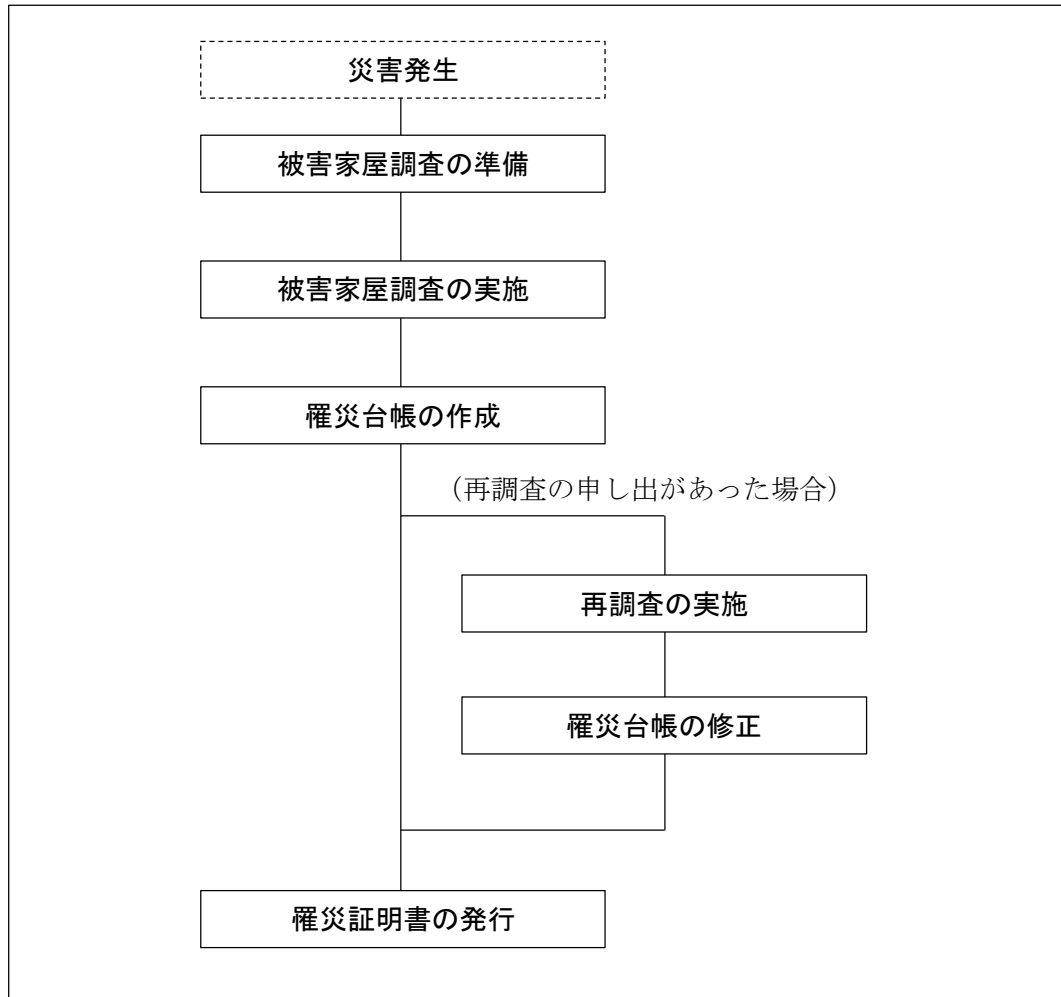
3. 罹災証明書の発行(総括班)^{*4*5}

罹災証明書の発行手順は以下のとおりである。

*4 ● 資料 4.4.4 「罹災証明願いの様式」

*5 ● 資料 4.4.5 「罹災証明書の様式」

＜罹災証明書の発行手順＞



(1)被害家屋調査の準備

被害状況の速報を基に、次の準備作業を実施する。

- ア. 建築技術関係者を中心とした調査員を確保する。
- イ. 職員のみでは対応できないと判断した場合は、近隣市町村及び民間団体への協力を要請する。
- ウ. 調査担当地区と担当調査員の編成表を作成する。
- エ. 調査票、地図、携帯品等の調査備品を準備すると共に車両等の手配を行う。

(2)被害家屋調査の実施

1)調査期間

初回被害家屋調査は、災害発生後おおむね1か月以内に実施する。

2)調査方法

被害家屋調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府防災担当・H25.6)に従い、被害家屋を対象に外観目視または内部立入によって実施する。

(3) 罹災台帳の作成

固定資産税課税台帳を基に、罹災証明書の発行に必要な被害情報等を入力し、罹災台帳を作成する。

(4) 再調査の実施

被災者は、罹災証明の内容に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった家屋について、やむを得ない事情と認められる場合を除いて、災害発生日から3か月以内であれば再調査を申し出ることができるものとする。

この場合において、町は、申し出のあった家屋の再調査を迅速に実施し、判定結果を被災者に連絡するとともに必要に応じて罹災台帳を修正する。

なお、判定の困難なものについては、必要に応じて判定委員会を設置し、判定委員会の意見を踏まえ、町長が判定する。

(5) 罹災証明書の発行

罹災証明書は、罹災証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき、町長が発行する。

4. 罹災証明に関する広報

町は、罹災証明書の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、罹災証明に関する相談窓口を設置するとともに広報紙等により被災者への周知を図る。

第5節 復興計画

第1項 復興のための体制整備

1. 災害復興対策本部の設置

町は、被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合に、町長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

2. 関係機関との連携

町は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行のため、国、県、その他の関係機関との連携体制の整備を図る。

第2項 復興計画の策定

1. 復興検討委員会の設置及び災害復興方針の策定

学識経験者、町議会議員、住民代表、行政関係職員より構成される「復興検討委員会」を設置し、災害復興方針を策定する。災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

2. 復興計画の内容

復興計画は、以下の事項について定める。

- ア. 市街地復興に関する計画
- イ. 産業復興に関する計画
- ウ. 生活復興に関する計画
- エ. 事業手法
- オ. 財源の確保に関する事項
- カ. 推進体制に関する事項

3. 復興計画の策定に関する留意事項

復興計画の策定にあたっては、以下の事項に留意する。

- ア. 地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する
- イ. 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を住民に対し行い、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努める

第3項 復興事業の推進

1. 復興事業の推進

復興事業は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、中長期に及ぶことから、町は、社会情勢や住民のニーズの変化、科学技術の進展等復興事業を取り巻く状況の変化を考慮のうえ、諸事業を調整しつつ計画的に復興事業を推進する。

2. 復興事業の円滑な推進のための措置

(1)被災市街地復興推進地域の指定

町は、「被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）」第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行うことができる。

なお、被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

(2)担当部署の設置

町は、災害復興に関する専門の担当部署を設置し、当該部署を中心として災害復興事業を推進する。

第4項 大規模災害からの復興に関する法律に基づく措置

1. 目的及び概要

大規模災害からの復興に関する法律（以下、「大規模災害復興法」という）は、大規模な災害からの復興に向けた取組の推進を図り、もって住民が安心して豊かな生活を営むことができる地域社会の実現に寄与することを目的としたもので、復興の基本理念、政府による復興対策本部の設置及び復興基本方針の策定並びに復興のための特別の措置について定めている。

2. 対象となる災害

大規模災害復興法の適用の対象となる災害は、「著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの（特定大規模災害）」（大規模災害復興法第2条）である。

3. 大規模災害復興法に基づく措置

(1) 国及び県の措置

特定大規模災害が発生し、当該特定大規模災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、国により復興対策本部の設置及び復興基本方針の策定がなされる。

また、県は、復興基本方針に即して県復興方針を策定することができることとなっている。

(2) 町の措置

1) 復興計画の策定

i) 復興計画の策定

町は、特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した等、大規模災害復興法第10条に規定する地域に該当する場合において、復興基本方針及び県復興方針に即して復興計画を策定することができる。

ii) 公聴会の開催等

町は、復興計画を策定しようとするときは、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。

iii) 復興計画の公表

町は、復興計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表する。

2) 復興協議会の組織

町は、復興計画を策定する場合において、復興計画及びその実施に関し必要な事項についての協議を行うため、復興協議会を組織することができる。

(3) 復興計画の策定及び実施に関する特例

大規模災害復興法には、復興計画の策定及びその実施について、以下のような特例が定められている。

- ア. 復興協議会を設けて、そこでの協議等を経た復興計画を公表することで、土地利用基本計画の変更等をワンストップで処理できる。
- イ. 復興計画に記載された復興整備事業について、許認可等の手続きが緩和される。
- ウ. 復興の拠点となる市街地を整備するため、一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画を設けることができる。
- エ. 大規模災害を受けた市町村等からの要請により、都道府県等が都市計画の決定等を代行できる。
- オ. 大規模災害による被害を受けた地方公共団体を補完するため、要請に基づいて、漁港、道路、海岸保全施設、河川等の災害復旧事業について国等が代行できる。
- カ. 国は、大規模災害が発生した場合、特別の必要があると認めるときは、別に法律で定めるところにより、復興のための財政上の措置等を速やかに講ずる。